入 札 説 明 書

下記案件に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

令和　8年10月1日

堺市上下水道事業管理者　森　功一

記

調達案件番号		5081000384				
業種		舗装工事				
案件名称		甲斐町東5丁ほか舗装道路本復旧工事				
工事場所		堺市堺区甲斐町東5丁ほか4か所				
工期		令和 9年4月30日まで				
工事概要		（堺区甲斐町東５丁ほか、市之町東５丁ほか、大町東２丁、熊野町東２丁ほか、戎之町東１丁ほか） アスファルト舗装工　ｔ＝　５ｃｍ　Ａ＝　５，６６５ｍ２ アスファルト舗装工　ｔ＝１０ｃｍ　Ａ＝　２７ｍ２ インターロッキングブロック工（乗入部）　ｔ＝８ｃｍ＋５ｃｍ　Ａ＝　２３ｍ２ インターロッキングブロック工（透水性）　ｔ＝６ｃｍ　Ａ＝　５５ｍ２ その他附帯工　一式				
施工形態		単体企業のみ	入札方法	電子	落札方式	価格競争
最低制限価格		有	内訳書提出	有		
支払条件	前金払	有（契約金額の4割以内とする。） ただし、契約金額が400万円以下になった場合、前払金は無となります。				
	部分払	無				
議会の議決		不要				
建設工事保険等の要否		要	建設リサイクル法	対象	契約不適合責任期間	2年
設計業務の受託者		自主設計				
入札参加資格	所在地要件	市内業者				
	希望業種	舗装工事（第1希望）				
	ランク	A				
	施工実績	不要				
	その他	共通事項及び個別事項に記載の資格を有していること。				
入札参加資格審査申請	申請期間	令和 8年10月1日（木）　午前8時30分から令和 8年10月7日（水）　午後8時00分まで （電子調達システムの利用時間に限る。）				
	申請方法	電子調達システムにより提出				
	その他	共通事項及び個別事項のとおり				
設計図書等	配布方法等	電子配布（無償。共通事項及び個別事項のとおり）				
	配布期間	令和 8年10月1日（木）　午前8時30分から令和 8年10月30日（金）　午後8時00分まで				
	質疑締切日時	令和 8年10月9日（金）　午後4時00分まで				
	質疑方法等	共通事項及び個別事項のとおり				
入札参加資格審査通知日		令和 8年10月16日（金）				
入札書提出	提出期間	令和 8年10月29日（木）　午前8時30分から令和 8年10月30日（金）　午後8時00分まで （電子調達システムの利用時間に限る。）				
	提出方法	電子調達システムにより提出				
	その他	共通事項のとおり				
開札予定日時等		令和 8年11月2日（月）　午前10時30分				
入札保証金		堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第14条の2第3号の規定に基づき、免除する。ただし、落札業者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税の相当額を加えて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額））の100分の3に相当する額の違約金を徴収するものとする。				
入札の無効		共通事項のとおり				
契約の保証		共通事項のとおり				
契約条項を示す場所		共通事項のとおり				
その他の事項		共通事項のとおり				
工事担当課		水道建設課				
契約担当課		上下水道局 総務部 理財・会計課　堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2　TEL:072-250-9139				

<table>
<tr><th colspan="4">調達案件番号 5081000384 の入札参加資格等
（以下に定めるもののほか、共通事項を参照すること。）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">建設業許可</td><td>許可業種</td><td colspan="2">舗装工事業</td></tr>
<tr><td>許可種別</td><td colspan="2">特定建設業許可又は一般建設業許可</td></tr>
<tr><td colspan="2">経営事項審査要件</td><td colspan="2">舗装工事の総合評定値（Ｐ）の通知を受けていること。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">現場代理人</td><td colspan="2">当該工事に専任及び常駐することができる者。ただし、専任に関して、共通事項 25（10）に規定する要件を満たす場合には他の工事と兼任できるものとし、常駐に関して、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、本市との連絡体制が確保されると認めた場合には常駐を要しないものとする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札参加資格審査申請締切日現在で、当該事業所と直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる者</td></tr>
<tr><td colspan="2">技術者との兼任を認めるものとする。（共通事項 25（８）ア又は 25（９）ア(ｳ)の規定により、技術者が他の工事を兼任する場合を除く。）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="6">技術者</td><td colspan="2">当該工事に専任及び常駐することができる者。ただし、専任に関して、共通事項25（８）又は（９）に規定する要件を満たす場合には他の工事と兼任できるものとし、常駐に関して、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、本市との連絡体制が確保されると認めた場合には常駐を要しないものとする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">事後審査書類提出日現在で、舗装工事業に対応する監理技術者資格又は主任技術者資格を有する者</td></tr>
<tr><td>請負金額が４，５００万円（建築一式工事の場合は９，０００万円）以上の場合</td><td>入札参加資格審査申請締切日現在で、当該事業所と３か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる者</td></tr>
<tr><td>請負金額が４，５００万円（建築一式工事の場合は９，０００万円）未満の場合</td><td>入札参加資格審査申請締切日現在で、当該事業所と直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる者</td></tr>
<tr><td colspan="2">現場代理人との兼任を認めるものとする。（共通事項 25（８）ア又は 25（９）ア(ｳ)の規定により、技術者が他の工事を兼任する場合を除く。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">共通事項25（８）ア(ｱ)の規定により監理技術者を兼任する場合は、次のアからウまでの全てに該当する監理技術者補佐を配置できること。なお、現場代理人との兼任を認めるものとする。
ア　当該工事に専任及び常駐することができる者。ただし工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、本市との連絡体制が確保されると認めた場合には常駐を要しないものとする。
イ　事後審査書類提出日現在で、舗装工事業に対応する監理技術者補佐資格を有する者
ウ　入札参加資格審査申請締切日現在で、当該事業所と３か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる者</td></tr>
<tr><td colspan="2">施工実績</td><td colspan="2">不要</td></tr>
<tr><td colspan="2">申請添付書類等</td><td colspan="2">一般競争入札参加資格審査に係る誓約書（堺市上下水道事業管理者あてのものを使用すること。）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">設計図書等に関する質疑</td><td colspan="2">設計図書等に関する質疑がある場合は、設計図書等に関する質疑書により電子メールにて、次の提出先に提出しなければならない。なお、質疑回答書は、「入札情報公開システム」（https://sakai.efftis.jp/ebid01/PPI/Public/）から案件を検索し、表示される画面の「添付文書」内において、入札参加資格審査通知日と同日の午後１時に公開する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">質疑先</td><td>担当課</td><td>メールアドレス</td></tr>
<tr><td>堺市上下水道局総務部理財・会計課</td><td>rikai@city.sakai.lg.jp</td></tr>
<tr><td colspan="2">入札の中止等</td><td colspan="2">本案件が契約に至るまでに、本案件を施工する上で必要となる他の案件に関する入札が、中止若しくは取止めになった場合又は本案件を施工する上で必要となる他の案件の契約を解除した場合は、原則として、本案件の入札を中止又は取止めするものとする。</td></tr>
</table>

共通事項
（堺市上下水道事業管理者発注分）

堺市上下水道局建設工事等に係る一般競争入札の実施に関する要綱（平成１６年制定）に基づき実施する建設工事及び建設工事に関連する設計業務、監理業務、測量業務、調査業務等（以下「業務」という。）に係る一般競争入札のうち、堺市上下水道局契約規程（昭和５０年水道局管理規程第７号）第３条の規定により準用する堺市契約規則（昭和５０年規則第２７号。以下「契約規則」という。）第２１条に規定する電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）により入札を行うものに係る共通の入札参加資格等については、下記のとおりとする。

記

１　共通事項及び個別事項

（１）堺市上下水道局建設工事等に係る一般競争入札の実施に関する要綱（平成１６年制定）に基づき実施する建設工事及び建設工事に関連する設計業務、監理業務、測量業務、調査業務等（以下「業務」という。）の一般競争入札を行うもののうち、契約規則第２１条に規定する電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）により入札を行うものに係る共通の入札参加資格等（以下「共通事項」という。）については、２から30までのとおりとする。

電子調達システム（「堺市電子入札関連システムポータルサイト」からログイン）
URL（https://sakai.efftis.jp/portal/）

（２）共通事項に規定するもののほか、建設工事及び業務（以下「工事等」という。）ごとに個別に要件を定める（以下「個別事項」という。）。なお、共通事項の内容と同様の事項の規定がある場合は、個別事項の規定を優先するものとする。

（３）入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）から簡易な施工計画及び企業の施工能力等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）（以下「総合評価落札方式（簡易型）」という。）又は入札参加者から企業の施工能力等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（特別簡易型）（以下「総合評価落札方式（特別簡易型）」という。）により入札を行うもの（以下これらを「総合評価落札方式」という。）における技術資料及び技術評価については、個別の工事等ごとに「総合評価落札方式における技術評価に関する事項」において定める。

２　入札参加資格に関する事項

入札参加者は、以下の要件全てに該当する者であること。ただし、堺市上下水道局建設工事共同企業体取扱要綱（平成１６年制定）又は堺市上下水道局特殊工事等共同企業体取扱要綱（平成２８年制定）に基づく建設工事共同企業体及び設計共同体（以下これらを「共同企業体」という。）における他の構成員にあっては、（２）、(17)及び(18)を除く。

（１）堺市建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成２０年制定。以下「登録要綱」という。）に基づく入札参加資格を有していること。また、登録要綱第５条に基づく業種が個別事項に定める希望業種を、登録要綱第８条に基づく事業所の所在地が個別事項に定める所在地要件をそれぞれ満たしていること。

個別事項に定めるランクに設定がある場合にあっては、堺市建設工事競争入札参加者格付要綱（昭和６１年制定）第３条に基づく等級への格付（以下「等級格付」という。）を満たしていること。

（２）個別事項に定める入札参加資格審査申請の申請期間の末日（以下「申請締切日」という。）までに電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成１３年総務省・法務省・経済産業省令第２号）第１３条第１項第１号の電子証明書（以下「ＩＣカード」という。）を取得し、電子調達システムにより利用者登録を完了していること。なお、３に規定する入札参加資格審査申請（以下「申請」という。）時及び１１（１）に規定する入札時におけるＩＣカードの業者名及び名義人氏名は、電子登録システム（登録要綱第６条に規定する情報処理システムをいう。以下同じ。）により届け出ている商号又は名称（法人又は団体に限る。）及び代表者氏名（受任者を設けている場合は、当該受任者氏名）であること。

電子調達システム（「堺市電子入札関連システムポータルサイト」からログイン）
URL（https://sakai.efftis.jp/portal/）

（３）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当していないこと（同条第２項各号のいずれかに該当すると認められてから３年を経過している場合を除く。）及び契約規則第３条の規定に該当していないこと。
（４）堺市上下水道局入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成１６年制定）に基づく入札参加停止（以下「入札参加停止」という。）又は入札参加回避を受けていないこと。
（５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条に規定する更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和２７年法律第１７２号。以下「旧法」という。）第３０条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法第１９９条に規定する更生計画認可の決定（旧法第２３３条に規定する更生計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第１７４条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
（６）堺市上下水道局契約関係暴力団排除措置要綱（平成２４年制定）に基づく入札参加除外（以下「入札参加除外」という。）を受けている者でないこと。また、大阪府警察本部から堺市暴力団排除条例（平成２４年条例第３５号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者に該当する旨の通報等（以下「府警からの通報等」という。）を受けた当該通報に係る者でないこと。
（７）建設工事にあっては、当該工事の設計業務受託者の発行済み株式総数の１００分の５０を超える株式を有していない者又はその出資の総額の１００分の５０を超える出資をしていない者であること。
（８）建設工事にあっては、当該工事の設計業務受託者に発行済み株式総数の１００分の５０を超える株式を有されていない者又はその出資の総額の１００分の５０を超える出資を受けていない者であること。
（９）建設工事にあっては、代表権を有する役員が、当該工事の設計業務受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。
(10) 業務にあっては、組合や協会等の各種団体については、その構成員が当該業務に申請を行っていないこと。
(11) 建設工事にあっては、契約先となる営業所において、個別事項に定める当該工事に必要な建設業法（昭和２４年法律第１００号）別表第１の上欄に掲げる建設工事の種類（以下「必要許可業種」という。）について、個別事項において一般建設業許可と規定されるものにあっては、建設業法第３条に規定する一般建設業の許可（以下「一般建設業許可」という。）、特定建設業許可と規定されるものにあっては同条に規定する特定建設業の許可（以下「特定建設業許可」という。）、一般建設業許可又は特定建設業許可と規定されるものにあっては、一般建設業許可又は特定建設業許可のいずれかを有していること。
(12) 建設工事にあっては、建設業法第２７条の２３に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受け、建設業許可行政庁から通知される経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書について、次の要件を全て満たしていること。
ア　必要許可業種に係る建設業法第２７条の２９に規定する総合評定値（Ｐ）の通知（以下「経審」という。）を受けていること。
イ　18 に規定する審査書類の提出日現在において有効な経審を受けていること。
ウ　契約締結時においても有効な経審を受けていること。
エ　個別事項に総合評定値（Ｐ）の点数による要件を設定している案件については、18 に規定する審査書類の提出日現在において、その要件を満たす有効な経審を有していること。
(13) 業務のうち、建設コンサルタント業務にあっては、建設コンサルタント登録規程（昭和５２年建設省告示第７１７号）、補償コンサルタント業務にあっては、補償コンサルタント登録規程（昭和５９年建設省告示第１３４１号）に基づく個別事項に定める登録の部門を有していること。
(14) 共同企業体にあっては、個別事項に定める共同企業体要件を満たしていること。
(15) 業務にあっては、当該業務に申請を行った共同企業体の構成員は、当該業務に別途申請している他の共同企業体の構成員を兼ねて（以下「構成員の重複」という。）いないこと。また、単体企業は当該業務に別途申請している共同企業体の構成員を兼ねて（以下「単体の重複」という。）いないこと。
(16) 個別事項に定める現場代理人、技術者及び 25（１）エに規定する補助技術者（以下これらを「技術者等」という。）を適正に配置できること。
(17) 建設工事において、個別事項に施工実績要件を設定している場合は、それを満たす施工実績を有していること。なお、施工実績は、国、地方公共団体その他公共機関等から発注された建設工事を元請として施工し、完成後引渡しが完了したもので、かつ、18(３)エに掲げる書類に

よりその事実が確認できるものであること。また、当該実績が共同企業体による施工である場合は、当該共同企業体における出資比率が２社共同企業体のときは３０％以上、３社共同企業体のときは２０％以上、４社以上の共同企業体のときは１５％以上であること。

(18) 業務において、個別事項に業務履行実績要件を設定している場合は、それを満たす業務履行実績を有していること。なお、履行実績は、国、地方公共団体その他公共機関等から発注された業務を元請として履行し、成果物の引渡し（監理業務にあっては当該業務の検査）が完了したもので、かつ、18(３)オに掲げる書類によりその事実が確認できるものであること。また、当該実績が設計共同体による場合は、当該設計共同体における出資比率が２社設計共同体のときは３０％以上、３社設計共同体のときは２０％以上、４社以上の設計共同体のときは１５％以上であること。

(19) 本市（上下水道局を含む。）発注工事等に申請及び入札をする場合において、開札の結果、複数の案件の落札候補者になったこと等により、自社の配置可能な技術者等（個別事項に定める要件及び 25 に定める事項を全て満たすものに限る。）が不足し、適正な配置ができない場合は、当該案件の入札を無効とする。また、同一月を含む同一年度に発注した案件において技術者等の配置不能を２件以上生じさせた場合（真にやむを得ない理由（技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は自己都合による退職等）による場合を除く。）は、入札参加停止の対象となるため、注意すること。

(20) 建設工事にあっては、一定の資本関係又は人的関係のある複数の者（以下「グループ企業」という。）が同一案件に入札を行っていないこと。なお、グループ企業に該当するかどうかの基準についての詳細は、後記 26 を参照すること。

(21) その他個別事項に定める要件を満たしていること。

３　入札参加資格審査申請に関する事項

入札参加者は、申請締切日までに次のとおり申請を行い、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ただし、申請締切日を過ぎると申請の取下げは認められないので、十分検討の上、申請を行うこと。

（１）申請については、電子調達システムにより行うこと。

なお、パソコン等の利用環境により、送信が長時間となることがあるため、申請締切日までに余裕を持って申請を行うこと。

（２）共同企業体による申請にあっては、次の事項に留意すること。

ア　共同企業体の構成員の組合せは、入札参加資格を満たす代表構成員と入札参加資格を満たす他の構成員との組合せとする。

イ　２社共同企業体の場合は、最低の出資比率は３０％以上とし、３社共同企業体の場合は、最低の出資比率は２０％以上とする。

ただし、代表構成員の出資比率は最大とする。

ウ　建設工事共同企業体にあっては、「入札情報公開システム」から案件を検索し、表示される画面（以下「入札公告詳細画面」という。）の「添付文書」から、建設工事共同企業体協定書をダウンロードし、建設工事共同企業体の協定を締結すること。また、設計共同体にあっては、入札情報公開システムから設計共同体協定書をダウンロードし、設計共同体の協定を締結すること。

入札情報公開システム

URL（https://sakai.efftis.jp/ebid01/PPI/Public/）

エ　申請に当たっては代表構成員のＩＣカードで電子調達システムにログインし、入札参加資格審査申請画面において、「ＪＶ参加」を選択し、企業体名称を入力した上で、当該工事等に申請を行うこと。なお、申請方法に誤りがある場合は、入札参加資格を認めないものとする。

オ　当該工事等に申請を行った共同企業体の構成員は、構成員の重複をすることができない。また、単体の重複をすることはできない。

なお、構成員の重複の場合は、当該構成員が属する全ての共同企業体の入札参加資格を認めないものとし、単体の重複の場合は、共同企業体の申請を優先するものとし、当該単体企業の入札参加資格を認めないものとする。

カ　当該工事等に申請を行った共同企業体の構成員を変更することはできない。

（３）入札参加者は、次のアからエまでに掲げる書類等（以下「事前審査書類等」という。）を電子調達システムの添付機能を利用して電子ファイル（以下「ファイル」という。）で提出すること。なお、事前審査書類等について、本市が説明又は補正を求めた場合には、提示した期限までに、これに応じなければならない。

ア　一般競争入札参加資格審査に係る誓約書（本市様式・堺市上下水道事業管理者宛てのもの）

イ　組合員名簿、協会員名簿等の写し（組合や協会等の各種団体が申請を行う場合に限る。なお、

建設工事にあっては、本市は開札後に落札候補者に対し審査（以下「事後審査」という。）を行う際に、本書類を 18（１）キの項目の審査等に使用することができるものとする。また、本市は落札決定等について異議申立てがあった場合等に、本書類を公開することができるものとする。）

ウ　共同企業体による申請を行う場合にあっては、建設工事共同企業体協定書又は設計共同体協定書の写し（協定書は協定締結後のもので、かつ、構成員全者の記名、協定締結日等が記入されているものに限る。）

エ　電子契約の利用を希望する場合にあっては、電子契約利用申請書（本市様式・堺市上下水道事業管理者宛てのもの）

（４）事前審査書類等の提出に当たっては、次の事項に留意すること。

ア　本市指定の様式は、「入札情報公開システム」の入札公告詳細画面の「添付文書」からダウンロードすること。

イ　電子調達システムの添付機能、ファイルの形式等に関する事項は、28 を参照すること。

（５）申請に要する費用は、入札参加者が負担すること。

（６）事前審査書類等に虚偽の記載があれば、当該工事等の入札参加資格を認めないものとし、入札参加停止を講じることがある。

（７）本市（上下水道局を含む。）発注の建設工事に申請する場合において、開札の結果、複数の案件で落札候補者になったこと等により、自社の配置可能な技術者等（個別事項に定める要件及び 25 に定める事項を全て満たすものに限る。）が不足し、適正な配置ができない場合は、当該案件の入札を無効とする。また、同一月を含む同一年度に発注した案件において技術者等の配置不能を２件以上生じさせた場合（真にやむを得ない理由（技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は自己都合による退職等）による場合を除く。）は、入札参加停止の対象となるため、注意すること。

なお、本市（上下水道局を含む。）発注の建設工事における技術者等の配置可能範囲については、表１のとおりとする。

（表１）

工事（他自治体及び民間発注工事を含む。）への配置状況	当該技術者等を現場代理人又は主任技術者として配置できる本市（上下水道局を含む。）発注工事の件数		当該技術者等を監理技術者として配置できる本市（上下水道局を含む。）発注工事の件数
	4500 万円未満の工事(※1)への配置	4500 万円以上の工事(※2)への配置	
未配置	２件	１件（２件※4 又は※5）	１件（２件※6 又は※7）
未配置（営業所技術者（特定営業所技術者を含む。以下同じ。））	１件	０件（１件※5）	０件（１件※7 又は※8）
現場代理人又は主任技術者として以下の工事に配置されている場合			
１件の 4500 万円未満の工事(※1)に配置済	１件(※3)	０件（１件※4 又は※5）	０件（１件※7）
１件の 4500 万円未満の工事(※1)に配置済（営業所技術者）	０件	０件	０件
２件の 4500 万円未満の工事(※1)に配置済	０件	０件	０件
１件の 4500 万円以上の工事(※2)に配置済	０件（１件※4 又は※5）	０件（１件※4 又は※5）	０件（１件※7）
監理技術者又は監理技術者補佐として配置されている場合			
監理技術者として工事に配置済	０件（１件※7）	０件（１件※5）	０件（１件※6 又は 7）
監理技術者補佐として工事に配置済	０件	０件	０件

補助技術者として配置されている場合			
補助技術者として工事に配置済	０件	０件	０件

※１　この表において、4500 万円未満の工事とは、単価契約による工事及び１件の請負金額（税込）が 4500 万円（建築一式工事は 9000 万円）未満の工事をいう。
※２　この表において、4500 万円以上の工事とは、１件の請負金額（税込）が 4500 万円（建築一式工事は 9,000 万円）以上の工事をいう。
※３　他自治体又は民間発注工事に現場代理人として既に配置されている場合は、現場代理人として配置できないため、主任技術者として配置できる件数を１件とする。
※４　25（9）ア(ｲ)又は 25(10)ア(ｲ)に規定する主任技術者又は現場代理人の兼任要件を満たす場合に限る。
※５　25（9）ア(ｳ)に規定する主任技術者の兼任要件を満たす場合に限る。
※６　25（8）ア(ｱ)に規定する監理技術者の兼任要件を満たす場合に限る。
※７　25（8）ア(ｲ)に規定する監理技術者の兼任要件を満たす場合に限る。
※８　単価契約による工事又は請負金額（税込）が 4500 万円（建築一式工事は 9000 万円）未満の工事に監理技術者として配置する場合に限る。
※　同一の監理技術者が、25（8）ア(ｱ)を活用した工事現場と 25（8）ア(ｲ)を活用した工事現場を兼務することはできない。
※　※５又は※７により営業所技術者を兼任しようとする工事は、当該営業所技術者が置かれている営業所において契約が締結された工事であること。
※　他の技術者（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者以外の技術者をいう。）として工事に配置されている場合は、申請した工事の開札結果に応じて、速やかに既に配置されている工事の職務を解くことができる
場合に限り、配置済の工事に計上せず、未配置として取り扱うものとする。
※　個別事項において兼任を認めない旨の要件が設定されている工事に配置されている技術者等については、いずれの工事にも配置できない。
※　既に工事に配置されている技術者等であっても、以下の(1)、(2)又は(3)に該当する場合は、配置済の工事を「未配置」として扱うものとする。
(1)　申請する工事の契約締結日までに、配置済の工事の完成検査が終了する場合
（ただし、特記仕様書等の書面で、申請する工事の現場施工に着手する日が明確になっており、現場代理人、監理技術者、主任技術者又は監理技術者補佐として配置済の工事が、単価契約による工事又は請負金額（税込）が 4500 万円（建築一式工事は 9000 万円）未満の工事であるときは、申請する工事の現場施工に着手するまでに配置済の工事の完成検査が終了する場合とする。）
(2)　申請する工事の契約締結日までに、技術者等の変更により配置済の工事に従事しなくなる場合（ただし、配置済の工事が本市（上下水道局を含む。）発注の工事の場合は、申請する工事の入札書提出締切日までに、技術者等の変更に必要な書類を提出すること。また、入札書提出締切日までに、配置済の工事の技術者等の変更が認められない場合は、当該工事の入札を辞退すること。）
(3)　申請する工事が、配置済の工事の専任を要しない期間内に終了する場合（ただし、配置できる工事が　国土交通省において定められている最新の監理技術者制度運用マニュアルにおいて限定されており、申請ができない場合があるため注意すること。）

（８）本市（上下水道局を含む。）発注の業務に申請する場合において、開札の結果、複数の案件で落札候補者になったこと等により、自社の配置可能な技術者（個別事項に定める要件及び後記 25 に定める事項を全て満たすものに限る。）が不足し、適正な配置ができない場合は、当該案件の入札を無効とする。また、同一月を含む同一年度に発注した案件において技術者の配置不能を２件以上生じさせた場合（真にやむを得ない理由（技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護又は自己都合による退職等）による場合を除く。）は、入札参加停止の対象となるため、注意すること。

４　入札参加資格の事前審査及び審査結果の通知
（１）３の申請については、２に掲げる要件のうち、次の項目を審査（以下「事前審査」という。）するものとする。
ア　登録及び所在地要件（２（１））
イ　入札参加停止等（２（４））
ウ　入札参加除外等（２（６））
エ　組合等（業務に限る。）（２（10））

オ　建設業許可（建設工事に限る。なお、個別事項に定める業種がその他工事である建設工事に申請を行った共同企業体であり、かつ、代表構成員の総合評定値（Ｐ）の点数により、他の構成員の建設業許可種別要件が異なる場合における他の構成員については、必要許可業種の一般建設業許可又は特定建設業許可のいずれかを有していることを審査するものとする。）（２（11））

カ　建設コンサルタント等の登録部門（業務に限る。）（２（13））

キ　共同企業体及び単体企業（２（14）及び（15））

（２）審査基準日は申請締切日とする。

（３）事前審査を行った結果、入札参加資格を有すると認めた（以下「認定」という。）入札参加者には、個別事項に定める入札参加資格審査通知日（以下「参加資格通知日」という。）に電子調達システムにより認定の通知を行う。

（４）次のいずれかに該当した者は、入札参加資格を認めないもの（以下「不認定」という。）とする。

ア　事前審査の項目を満たさない者

イ　事前審査書類等について、本市から説明又は補正を求めていたにもかかわらず、提示した期限までに、これに応じなかった者

ウ　事前審査書類等に虚偽の記載がある者

（５）不認定となった者には、その旨の理由を付して参加資格通知日に電子調達システムにより不認定の通知を行うものとする。

（６）不認定となった者は、不認定理由について説明を求めることができるので、説明を求める場合は、通知した日の翌日から起算して５日後（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）の午後４時までに電子調達システムにより請求（持参、郵送、ファックス及び電話によるものは受け付けないものとする。）すること。

なお、不認定となった場合であっても、申請に要する費用の返却はしないものとする。

（７）（６）の請求についての回答は、電子調達システムにより行う。

（８）審査基準日の翌日から参加資格通知日までの間に２に掲げる要件のいずれかを満たさないことが明らかとなった場合は、不認定とする。

（９）事前審査の結果、入札参加資格を満たす者が１者に満たない場合は、当該入札を中止する。

５　入札参加資格の認定の取消し

上下水道事業管理者は、参加資格通知日から開札までの間において、認定を行った入札参加者が次のいずれかに該当したときは、入札参加資格の認定を取り消すことができるものとする。なお、その場合は、その旨の理由を付して郵便により通知を行うものとする。

（１）単体企業で申請を行った者にあっては、２に掲げる要件のいずれかを開札時点で満たさないことが明らかとなったとき。（ただし、当該案件の公告日の属する年度（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２０８条第１項に規定する会計年度をいう。以下同じ。）（以下「公告年度」という。）と当該案件の開札日の属する年度（以下「開札年度」という。）が異なる場合は、２（１）のうち希望業種及び等級格付に係るものについては、申請締切日から公告年度の末日までの間において要件を満たしていればよいものとする。）

（２）共同企業体で申請を行った者にあっては、その構成員のいずれかが前記２に掲げる要件のいずれかを開札時点で満たさないことが明らかとなったとき。（ただし、公告年度と開札年度が異なる場合は、２（１）のうち希望業種及び等級格付に係るものについては、申請締切日から公告年度の末日までの間において要件を満たしていればよいものとする。）

６　設計図書等の配布等

（１）配布方法

当該工事等の設計図書等は、「入札情報公開システム」の入札公告詳細画面の「添付文書」からダウンロードすること。

（２）設計図書等のファイル形式及び用紙サイズ

表２のとおりとする。

（表２）

業種	設計図書等名称	ファイル形式	用紙サイズ
建設工事	設計書	Microsoft Excel 形式	A4 サイズ
	仕様書	PDF 形式	A4 サイズ
	図面	PDF 形式	A1 サイズ を A3 サイズに縮小
業　　務	仕様書	PDF 形式	A4 サイズ

（３）費用及び目的外使用の禁止
設計図書等は無料とする。
なお、設計図書等は当該工事等の入札の積算、見積り以外の目的で使用してはならない。
（４）設計図書等に関する質疑の提出方法
設計図書等に関する質疑がある場合は、個別事項に定める質疑締切日時までに設計図書等に関する質疑書により電子メールにて、次の質疑先に提出しなければならない。
（質疑先）
堺市上下水道局総務部理財・会計課（メールアドレス(rikai@city.sakai.lg.jp)）
（５）電子メールにおけるファイルの添付方法について
添付する書類の作成アプリケーション及びファイル形式は、表３のとおりとする。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないこと。
（表３）

使用アプリケーション	ファイル形式
Microsoft Word 又は Microsoft Word 互換ソフト	DOC 又は DOCX 形式
Microsoft Excel 又は Microsoft Excel 互換ソフト	XLS 又は XLSX 形式
その他のアプリケーション	テキストファイル（TXT 形式、RTF 形式）
※ファイルの圧縮形式（LZH、ZIP、CAB、TGZ、ARI、RAR、EXE 等）は認めないものとする。 ※ファイルの作成及び添付の際には、必ずウイルス感染の有無をチェックすること。	

（６）質疑に対する回答
（４）の質疑に対する回答書は、「入札情報公開システム」の入札公告詳細画面の「添付文書」内において、当該工事等の参加資格通知日と同日の午後１時に公開する。

７　予定価格、最低制限価格、調査基準価格及び総合評価に関する審査結果の公表について
（１）建設工事（総合評価落札方式を除く。）の予定価格は、参加資格通知日と同日に公表する。また、契約規則第２０条第１項に規定する最低制限価格（以下「最低制限価格」という。）及び契約規則第１９条の２に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）は、落札決定後に公表する。
（２）総合評価落札方式による工事等の予定価格、最低制限価格、調査基準価格、入札金額及び評価値（特別簡易型の場合は自己採点に基づき算出した評価値）は、落札決定後に公表する。
（３）（１）及び（２）に掲げる公表は、入札情報公開システムにおいて行う。

８　入札に参加できない者
入札に参加できない者は、次のとおりとする。
（１）事前審査の結果、不認定となった者
（２）認定の通知を受けた後、開札までの間に入札参加資格を満たさなくなった者
（３）総合評価落札方式（簡易型）により入札を行う場合において、簡易な施工計画又は業務の実施方針若しくは手法の提出がない者又は当該資料に記載がない者若しくはその記載内容が不適切である者

９　入札保証金に関する事項
入札保証金は、契約規則第１４条の２第３号の規定に基づき免除する。

10　契約条項等について
理財・会計課及び堺市上下水道局のホームページ「関係例規」「契約書・契約約款」において、閲覧することができる。
堺市上下水道局ホームページ「関係例規」
URL
(https://water.city.sakai.lg.jp/jigyosha/keiyaku/kensetukouji/4082.html)
堺市上下水道局ホームページ「契約書・契約約款」
URL
(https://water.city.sakai.lg.jp/jigyosha/keiyaku/kensetukouji/yousiki/4079.html)

11　入札方法等
（１）入札方法

電子調達システムにより入札書の提出を行うこと。電子調達システムによる入札書の提出以外は認めないものとする。

（２）入札回数

入札回数は、２回（再度入札を含む。）とする。

（３）入札書提出期間

個別事項に定める。

（４）入札書に記載される金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税の相当額（以下「消費税等相当額」という。）を加えて得た金額（当該金額に１円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の消費税等相当額を含まない金額を入札書に記載すること。

ただし、単価を契約の主目的とし、一定の期間内における実績数量を乗じて得た金額の代価を支払うことを内容とする契約（以下「単価契約」という。）については、消費税等相当額を含まない工種別単価の合計金額を入札書に記載すること。

なお、落札者が免税事業者である場合は、落札決定から契約締結までの間にその旨を理財・会計課に口頭で申告するとともに、契約書を提出する際に免税事業者届出書を提出すること。

（５）有効札としての必須条件

入札書は、電子調達システムにより、入札金額、入力くじ番号等、必要な事項が全て入力されたものを有効なものとして取り扱う。

（６）入札書提出に当たっての留意事項

ア　入札書の提出に当たっては、入札書提出期間中に行わなければならないものとする。

なお、パソコン等の利用環境により、送信が長時間となることがあるため、入札書提出期間内に余裕をもって入札書の提出を行うこと（初日に提出することを推奨する。）。

イ　入札書が正常に送信されたことを、入札書受信確認画面又は入札状況一覧において確認すること。また、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできないので、入札書の入力は注意して正確に行い、入札書送信内容確認画面において確認を行ってから入札書の提出を行うこと。

（７）ＩＣカードが失効した場合の取扱い

認定の通知を受けた後、ＩＣカードが失効したときには、当該ＩＣカードでは入札に参加できない。

ただし、複数枚のＩＣカードを所有し、かつ、利用者登録を完了している者は、失効したＩＣカード以外のＩＣカードで、引き続き入札に参加することができる。

（８）ＩＣカードの情報に変更が生じた場合の取扱い

ＩＣカードの情報に変更が生じた場合、原則として、入札書提出期間の初日の３日前（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）の午後５時までに電子登録システムで変更内容の入力及び送信を行い、変更申請必要書類を契約課へ送付すること（ＩＣカードの情報に変更が生じる不測の事態に備え、複数枚のＩＣカードを事前に取得し、かつ、利用者登録を完了していることを推奨する。）。

12　工事費内訳書（積算内訳書）の提出

（１）入札書の提出に当たっては、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書等（建設工事にあっては工事費内訳書、業務にあっては積算内訳書をいう。以下同じ。）を入札書提出時に電子調達システムの添付機能を利用してファイルで提出すること。なお、電子調達システムの添付機能、ファイルの形式等に関する事項は、28 を参照すること。

（２）調査基準価格設定工事等の工事費内訳書等の作成に当たっては、堺市ホームページ「低入札価格調査制度」に掲載している資料のうち、建設工事にあっては「調査基準価格設定工事の入札に関する説明書（電子入札案件）」及び「工事費内訳書各経費の記載に係る留意点について」を、業務にあっては「調査基準価格設定業務の入札に関する説明書（電子入札案件）」を熟読すること。

堺市ホームページ「低入札価格調査制度」

URL

（https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/nyusatsu/kensetsu/seido/teinyusatsu.html）

（３）調査基準価格を設定しない工事等の工事費内訳書等の作成に当たっては、堺市ホームページ「最低制限価格制度」に掲載している「工事及び工事関連業務における工事費内訳書（積算内訳書）の提出について＜調査基準価格設定案件を除く＞」及び「工事費内訳書各経費の記載に係る留意点について」を熟読すること。

堺市ホームページ「最低制限価格制度」

URL
(https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/nyusatsu/kensetsu/seido/saiteigen.html)

（４）建設工事の工事費内訳書には、当該工事に係る設計書（金抜き）の様式に準じた各項目に加え、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費を記載すること。

なお、堺市上下水道局建設工事低入札価格調査実施要領（平成２０年制定。以下「低入要領」という。）に規定する詳細調査の対象となった者の提出した工事費内訳書に必要な項目の記載が無い場合は、16(５)アに該当すると判断し、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるものとする。

（５）工事費内訳書の持参

ア　電子調達システムにより提出する工事費内訳書等のファイル容量が 28 で指定する容量を超える場合で、次の(ｱ)から(ｳ)までの内容を記載した書面を入札書提出時に電子調達システムの添付機能を利用してファイルで提出したときに限り、持参による工事費内訳書等の提出を認めるものとする（持参により提出する際は、封筒等に封入すること。）。なお、当該ファイルの提出がない場合は、有効な書類と認めないものとする。

(ｱ) 持参により提出する旨の表示
(ｲ) 持参とする工事費内訳書等の目録
(ｳ) 持参とする工事費内訳書等のページ数

イ　持参により提出する工事費内訳書等については、全て持参によるものとし、一部をファイルで提出するといった電子調達システムによる提出との併用は認めないものとする。

ウ　持参により提出する場合の締切日時は、入札書提出締切日の午後５時とする。

（持参による提出先）
堺市上下水道局総務部理財・会計課
所在地　堺市北区百舌鳥梅北町１丁３９番地２
電話　０７２－２５０－９１３９

（６）提出する工事費内訳書等は、専門業者から見積りを徴するものを除き、自らの責任で積算したものであること。

（７）工事費内訳書等は、参考図書として提出を求めるものであり、記載内容について契約上の権利義務を生じさせるものではない。

13　入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（１）入札に参加する資格を有しない者のした入札
（２）電子調達システムにおいて、入力が必要な項目を入力せず、又は不要な項目や記述を入力した事項を含む入札
（３）本人、第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む入札
（４）入札参加者の電子計算機等の異常等により開札時において文字、数字等が判読できない入札
（５）電子調達システムの画面上に示された文字種、文字数、記入例その他の指定に従わないで入力した事項を含む入札
（６）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
（７）談合その他不正行為により入札を行ったと認められる又は不正行為が行われたおそれが非常に強い入札
（８）同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
（９）同一の入札について、２以上の代理人をした者の入札
(10) 数人が共同して行った入札
(11) 電子調達システムの不正利用及びＩＣカードの不正使用により行った入札
(12) 調査基準価格を設定した工事等の入札において、入札書提出時に工事費内訳書等を提出しない者の行った入札。ただし、17 に規定する再度入札の際は、この限りでない。
(13) 調査基準価格を設定した工事等の入札において、適切な積算がなされていない工事費内訳書等を提出した者の行った入札
(14) 入札参加者と異なる者の名称等の記載がある工事費内訳書等を提出した者の入札
(15) 最低制限価格を設定した場合において、これを下回る価格で行った入札
(16) 入札を執行する前に予定価格を公表した場合において、これを上回る価格で行った入札
(17) 再度入札を実施した場合において、再入札通知書で通知する入札最低金額を上回る価格で行った入札
(18) 明らかに履行ができないと認められる低い価格で行った入札
(19) 16（４）ウの規定により辞退の届出をした者の入札

(20) その他指示した条件に違反して入札した者の入札

14　入札の辞退等

（１）辞退届の提出

入札参加者は、認定の通知を受けた後、入札書提出前に限り入札を辞退することができる。

なお、入札を辞退しようとするときは、入札書提出期間中に、電子調達システムにより入札の辞退届を提出しなければならない。

ただし、入札書提出後の辞退はすることができず、いかなる時点においても書換え、引換え又は撤回を認めない。

（２）入札書提出後辞退の禁止

入札参加者は、入札書の本市到着以後は入札を辞退することができず、いかなる理由においても書換え、引換え又は撤回を認めない。

（３）不利益な取扱いの排除

入札を辞退した者に対しては、これを理由として以後の入札参加等において不利益な取扱いをすることはないものとする。

（４）入札書未到達の場合の取扱い

入札書提出期間を過ぎても入札書が電子調達システムに到達しない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。

15　入札執行の中断等

４（９）の場合のほか、入札執行の前又は執行中に、次のいずれかの事由が生じ、電子調達システムによる入札の執行が困難又は執行すべきでないと認められるときは、入札の執行を中断、延期、中止若しくは取止め又は従来の紙を用いた入札への変更（以下これらを「中断等」という。）する場合がある。

（１）天災地変等により通信遮断、交通途絶等の事由が発生したとき。

（２）電子調達システムに障害が発生したとき。

（３）有力な証拠をもって、入札執行の中断等すべきと判断するに相当する談合その他不正行為に関する通報があったとき。

（４）入札参加を認めなかった者を認めるべき事実があると確認したとき。

（５）その他やむを得ない事由により入札の執行を中断等すべきと判断したとき。

16　開札等

（１）開札方法

開札予定日時以降に電子調達システムにより速やかに開札を行う。

（２）開札予定日時

個別事項に定める。

（３）落札候補者の決定方法

ア　調査基準価格を設定しない工事等

(ｱ) 13 に定める入札の無効に関する要件（以下「無効要件」という。）に該当しない者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とする。

(ｲ) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が２者以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定するものとする。ただし、本市（堺市長発注分を除く。）発注の工事等のうち、当該電子くじを実施した案件と同日の開札で入札参加資格等を同一とする他の案件においても、電子くじが発生した場合に同一業者が電子くじに当選した場合は、後に発生した電子くじの案件については、電子くじの次順位者を落札候補者とする。

なお、この場合において、電子くじの次順位者も先の電子くじの案件で既に落札候補者となっており、他に電子くじの対象者がいない場合は、電子くじに当選した者を落札候補者とする。

イ　調査基準価格を設定した工事等

(ｱ) 調査基準価格を下回る価格をもって入札を行った者がいない場合

無効要件に該当しない者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とする。ただし、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が２者以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定するものとする。

(ｲ) 調査基準価格を下回る価格をもって入札を行った者がある場合

無効要件に該当しない者のうち、最低の価格をもって入札を行った者から、低入要領に規定する調査（以下「低入調査」という。）を行うものとし、同要領第６項第６号に掲げる基準を満たす者を落札候補者とする。この場合において、低入札価格調査対象者となるべき同価格の入札をした者が２者以上あるときは、電子くじにより低入札価格調査対象者を決定す

るものとする。なお、低入調査にあっては、低入要領第６項第４号アに規定する数値的失格基準を採用するものとする。

ウ　総合評価落札方式による建設工事

総合評価落札方式による建設工事にあっては、イ(ｱ)及び（ｲ)の規定中「最低の価格をもって入札を行った者」とあるのは「評価値の最も高い者」と、「同価格」とあるのは「同評価値」と読み替えて適用する。この場合において、評価値は次の(ｱ)又は(ｲ)に掲げる区分に応じ、当該(ｱ)又は(ｲ)に定める数式により算出する。

(ｱ) 調査基準価格以上の価格をもって入札を行った者

評価値＝技術評価点×10,000,000,000÷入札金額（消費税等相当額を含まない額）

(ｲ) 調査基準価格を下回る価格をもって入札を行った者

評価値＝技術評価点×10,000,000,000÷｛調査基準価格＋（調査基準価格－入札金額（消費税等相当額を含まない額））｝

エ　総合評価落札方式による業務

総合評価落札方式による業務にあっては、イ(ｱ)及び（ｲ)の規定中「最低の価格をもって入札を行った者」とあるのは「評価値（技術評価点と価格評価点を合計した数値）の最も高い者」と、「同価格」とあるのは「同評価値」と読み替えて適用する。

（４）低入調査に関する調査資料の提出

ア　低入調査対象者は、落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して４日後（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）の午後５時までに、工事担当課に低入要領に規定する調査資料を提出すること。

イ　低入調査対象者は、調査資料の不足や内容の不備等がないよう、提出前に十分に確認することとし、工事担当課長は当該調査資料の不足や内容の不備等を提出時に確認しないものとする。資料に虚偽の記載があったと認められるときは、入札参加停止等の措置を講ずることがある。

また、調査資料については、提出後の差し替え及び再提出を認めないものとする。ただし、工事担当課長の事情聴取等により、調査対象者に対し必要な添付書類を提出すべきことなどの教示を行った場合は、この限りではない。なお、当該教示は必ず行うものではなく、調査資料の不足や内容の不備等が認められる場合は教示を行わず、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認め、落札者としないものとする。

ウ　建設工事における調査基準価格を下回る入札を行った全ての者（数値的失格基準を採用する工事にあっては、数値的失格基準を満たす者に限る。）は、開札の翌日から起算して４日後（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）の午後５時までの間に限り、理財・会計課に届け出て低入調査を辞退することができる。なお、当該期間を経過した後の辞退は認めないものとする。

（５）低入調査対象者の価格により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める判断基準

低入調査において、低入調査対象者の価格により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める判断基準は、次のとおりとする。

ア　調査資料に不備又は記入漏れがある場合、及び調査資料に整合性がなく、調査を行うことができない場合

イ　設計図書の仕様等に適合しない場合

ウ　労務費が適正でないと認める場合

エ　案件の内容を踏まえ、調査資料等における施工体制が適切でないと工事担当課長において認める場合

また、判断基準の詳細については、堺市ホームページ「低入札価格調査制度」に掲載している「調査基準価格設定工事の入札に関する説明書（電子入札案件）」を確認すること。

堺市ホームページ「低入札価格調査制度」

URL（https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/nyusatsu/kensetsu/seido/teinyusatsu.html）

（６）低入調査に関する調査資料未提出の場合の取扱い

落札候補者になったにもかかわらず、低入要領第６項第４号イに規定する詳細調査に必要な書類を本市が指定する期日までに提出しなかった者（（４）ウの規定により低入調査の辞退を届け出た者を除く。）に対し、入札参加停止を講じることがある。

17　再度入札

（１）予定価格を事後公表とする案件について、開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、電子調達システムにより再度入札を行う。なお、

入札方法等については、11を参照すること。
（２）再度入札を行う場合、再入札通知書を１回目の入札における開札後に発行するものとする。なお、再度入札における入札書提出期間及び開札予定日時は、原則として次のとおりとする。
ア　入札書提出期間　１回目の入札の開札日の翌日から起算して２日間
イ　開札予定日時　入札書提出期間終了日の翌日
（３）再度入札に参加できない者
ア　１回目の入札を辞退した者又は入札に参加しなかった者
イ　１回目の入札を無効とされた者
（４）再度入札の回数は、１回とする。
（５）再度入札の際、工事費内訳書等は再度入札の開札日時以降で上下水道事業管理者が指定する日までに提出するものとする。なお、提出は28（１）及び（２）で指定する形式によること。

18　入札参加資格の事後審査
（１）次に掲げる審査項目については、開札後に落札候補者のみ事後審査を行う。なお、イ及びカについては、電子登録システムに登録されている情報に基づき審査するものとする。
ア　技術者等の要件
イ　建設業許可（建設工事に限る。なお、個別事項に定める業種がその他工事である建設工事に申請を行った共同企業体であり、かつ、代表構成員の総合評定値（Ｐ）の点数により、他の構成員の建設業許可種別要件が異なる場合においてのみ、他の構成員の建設業許可種別を審査するものとする。）（２（11）に掲げる要件）
ウ　経営事項審査に関する要件（建設工事に限る。）（２(12)に掲げる要件）
エ　施工実績要件又は業務履行実績要件（２(17)又は(18)に掲げる要件）
オ　申請した案件に配置する予定の技術者等の雇用及び他工事等の配置状況
カ　ＩＣカードの名義（２（２）に掲げる要件）
キ　グループ企業（建設工事に限る。）（２（20）に掲げる要件）
ク　個別事項に定めるその他の要件
（２）（１）に掲げる項目のうち、ア（技術者等の雇用関係に係る要件を除く。）、イ、ウ及びオのうち他工事等の配置状況については、（３）に掲げる書類（以下「事後審査書類」という。）の提出日現在において、アのうち技術者等の雇用関係に係る要件並びにエ及びオのうち雇用状況については申請締切日現在において、キについては、申請締切日から入札書提出締切日までの間において満たしていなければならないものとする。また、カについては、入札時において電子登録システムに登録されている情報と一致していなければならないものとする。なお、ケの要件に係る審査基準日については、個別事項で定めるものとする。
（３）落札候補者は、落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して４日後（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）（必着）までに、次のアからコまでの事後審査書類を原則、電子調達システムにより提出すること。
ア　事後審査に係る誓約書（本市様式・堺市上下水道事業管理者宛てのもの）
イ　技術者等の雇用が確認できるもの（原則として、次のａからｃまでのいずれかに限る。ａからｃまでのいずれも提出できない場合は、理財・会計課へ相談すること。）
ａ　監理技術者資格者証の写し
ｂ　市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し
ｃ　健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し
ウ　技術者資格が確認できるもの（表４に規定するものに限る。）
（表４）

配置する技術者の種類		確認書類
主任技術者	国家資格等を有する者	国家資格等を有していることが確認できるものの写し（各技術検定の合格証明書等）
	実務経験を有する者	技術者等経歴書（本市様式）
監理技術者		監理技術者資格者証の写し（表裏両面）
監理技術者補佐	主任技術者及び１級施工管理技士補の資格を有する者	主任技術者資格が確認できるもの（本表に規定するものに限る。）及び１級施工管理技術検定の第１次検定の合格証明書の写し

	１級施工管理技士の資格を有する者	１級施工管理技術検定の合格証明書の写し
	監理技術者の資格を有する者	監理技術者資格者証の写し（表裏両面）
総括責任者 統括監理員 管理技術者	国家資格等を有する者	国家資格等を有していることが確認できるものの写し（各技術検定の合格証明書等）
	実務経験を有する者	技術者等経歴書（本市様式）
※　別途個別事項に技術者等について条件設定等があるものについては、個別事項に規定される確認書類を併せて提出すること。 ※　上記「国家資格等を有する者」に該当する場合で、当該資格が取得後に実務経験が必要となる資格（第２種電気工事士、給水装置工事主任技術者等）であるときは「国家資格等を有していることが確認できるものの写し」と併せて「技術者等実務経験誓約書（本市様式）」又は「技術者等経歴書（本市様式）」の提出を求めることがある。		

エ　施工実績を有することが確認できる以下の書類（建設工事で個別事項に施工実績要件を設定している場合に限る。）

(ｱ) 一般財団法人日本建設情報総合センターが運営する工事実績情報システム（以下「コリンズ」という。）の竣工登録の登録内容確認書及び工事実績データ（竣工登録工事カルテ受領書及び工事カルテを含む。）の写し

(ｲ) コリンズに竣工登録がない場合にあっては、次のａ及びｂに掲げる書類

ａ　施工実績調書（本市様式）

ｂ　契約書の写し又は施工証明書（工事名、工事場所、請負代金額、工期、発注機関及び受注者双方の押印（契約内容を記録した電磁的記録の場合は、関係法令に規定する必要となる措置を講じていること。以下同じ。）が確認できるものに限る。また、共同企業体での施工の場合は、共同企業体名称及び各構成員の出資比率が確認できるものを含む。）

オ　業務履行実績を有することが確認できる以下の書類（業務で個別事項に業務履行実績要件を設定している場合にあっては、(ｱ)又は(ｲ)に掲げる書類。）

(ｱ) 一般財団法人日本建設情報総合センターが運営する業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）の完了登録の登録内容確認書及び業務実績データ（完了登録業務カルテ受領書及び業務カルテを含む。）の写し

(ｲ) 業務履行実績調書に記載した業務がテクリスに完了登録がない場合にあっては、次のａ及びｂに掲げる書類

ａ　業務履行実績調書（本市様式）

ｂ　契約書の写し又は履行証明書（業務名、履行場所、業務委託料、履行期間、発注機関及び受注者双方の押印が確認できるものに限る。また、設計共同体での履行の場合は、設計共同体名称及び各構成員の出資比率が確認できるものを含む。）

カ　経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し（建設工事に限る。）

キ　落札候補者となった工事に配置する現場代理人、監理技術者又は主任技術者を、25（８）、（９）又は（10）の規定により兼任させる場合は、次の(ｱ)から(ｳ)までに掲げる書類

(ｱ) 現場代理人・技術者兼任審査申請書兼誓約書（25（８）ア(ｱ) の規定により兼任させる場合を除く。）

(ｲ) 監理技術者兼任審査申請書兼誓約書（25（８）ア(ｱ)の規定により兼任させる場合）

(ｳ) (ｱ)又は(ｲ)に記載した既に配置済みの工事の契約書等で受注者名、工事名、工事場所、請負金額、工期、配置技術者等が確認できるものの写し（(ｱ)又は(ｲ)に記載した既に配置済みの工事がコリンズに受注登録がない場合）

ク　一定の資本関係又は人的関係にある者に関する誓約書（本市様式）（建設工事に限る。）

ケ　組合員名簿、協会員名簿等の写し（建設工事において、組合や協会等の各種団体が落札候補者となった場合に限る。）

コ　技術者等配置不能届（本市様式）（個別事項に定める要件及び 25 に定める事項を全て満たす技術者等の配置ができない場合に限る。）

（４）現場代理人・技術者兼任審査申請書兼誓約書又は監理技術者兼任審査申請書兼誓約書を提出

した場合で、理財・会計課から兼任が認められない旨の通知を受けた落札候補者は、当該通知を行った日の翌日から起算して２日後（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）の午後５時までに、事後審査書類のうち理財・会計課が指定する書類を理財・会計課に提出すること。

（５）複数の案件で落札候補者となったこと等により、自社の配置可能な技術者等（個別事項に定める要件及び後記 25 に定める事項を全て満たすものに限る。）が不足し、適正な配置ができない場合は、事後審査書類の提出締切日までに（３）コを提出すること。なお、同一月を含む同一年度に発注した案件において技術者等の配置不能を２件以上生じさせた場合（入札後に生じた真にやむを得ない理由（技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は自己都合による退職等）による場合を除く。）は、入札参加停止の対象となるため注意すること。

（６）事後審査の結果、入札参加資格を有すると認めるときは、その者を落札者として決定し、その旨を落札者に通知するものとする。

ただし、低入調査を行う場合にあっては、事後審査の結果、入札参加資格を有すると認められ、低入要領第６項第４号イの基準を満たす者を落札者とする。

（７）落札候補者になったにもかかわらず、事後審査書類を提出期限内に提出しない者又は事後審査の結果、入札参加資格を満たしていないことが判明した者（以下「事後審査不適格者」という。）が行った入札については、入札を無効とし、その旨の通知を行うものとする。

なお、この場合においても、申請に要する費用の返却はしないものとする。

（８）事後審査不適格者は、入札参加資格を認められなかった理由について説明を求めることができるので、説明を求める場合は、（７）に規定する通知を行った日の翌日から起算して２日後（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）の午後５時までに理財・会計課へその旨を記載した書面を提出すること。

（９）落札候補者になったにもかかわらず、事後審査書類を提出期限内に提出しなかった者に対し、入札参加停止を講じることがある。

19　暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書

（１）落札候補者は、前記 18（３）に定める期限までに、堺市上下水道局契約関係暴力団排除措置要綱第２条により準用する堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成２４年制定。以下「排除要綱」という。）第１１条第１項に基づく誓約書（本市様式・堺市上下水道事業管理者宛てのもの）を、事後審査書類と合わせて提出すること。なお、下請負人等の誓約書は除く。

（２）（１）に規定する誓約書を提出期限内に提出しない者が行った入札については、入札を無効とし、その旨の通知を行うものとする。

なお、この場合においても、申請に要する費用の返却はしないものとする。

（３）（２）に規定する通知を受けた者は、入札を無効とされた理由について説明を求めることができるので、説明を求める場合は、（２）に規定する通知を行った日の翌日から起算して２日後（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）の午後５時までに理財・会計課へその旨を記載した書面を提出すること。

（４）下請契約（建設業に係る下請契約だけでなく、資材納入業者、廃棄物処分業者、運搬業者、警備業者、測量業者等との契約を含む。）については、下請契約締結後、速やかに次の書類を工事担当課へ提出すること。

ア　排除要綱第１１条第１項に基づく下請負人等の誓約書（本市様式・堺市上下水道事業管理者宛てのもの）

イ　下請負人等誓約書届出書（本市様式・堺市上下水道事業管理者宛てのもの）（建設工事に限る。）

（５）（１）又は（４）アの誓約書を提出しない者に対し、入札参加停止を講じることがある。

20　入札参加資格を満たさなくなった落札候補者又は落札者について

（１）上下水道事業管理者は、開札から落札決定までの期間において、落札候補者又は落札候補者である共同企業体の構成員が次のいずれかに該当した場合は、その者が行った入札については、入札を無効とし、その旨の通知を行うものとする。

ア　２に掲げる要件を満たさなくなった場合（ただし、公告年度と当該案件の開札日又は落札決定日の属する年度が異なる場合は、前記２（１）のうち希望業種及び等級格付に係るものについては、申請締切日から公告年度の末日までの間において要件を満たしていればよいものとする。）

イ　総合評価落札方式における技術評価に関し、次の(ｱ)又は(ｲ)のいずれかに該当した場合

(ｱ) 加算点が付与された評価項目の評価基準について、入札参加者の責によりこれを満たさないことが明らかとなった場合

(ｲ) 加算点が付与された評価項目の評価内容について、入札参加者の責により履行できないこ

とが明らかとなった場合

（２）上下水道事業管理者は、落札決定から契約締結までの期間において、落札者又は落札者である共同企業体の構成員が次のア又はエのいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことができるものとし、次のイ又はウのいずれかに該当した場合は契約を締結しない。

ア　２に掲げる要件を満たさなくなった場合（ただし、前記２（６）に係るものを除く。また、公告年度と当該案件の落札決定日又は契約締結日の属する年度が異なる場合は、前記２（１）のうち希望業種及び等級格付に係るものについては、申請締切日から公告年度の末日までの間において要件を満たしていればよいものとする。）

イ　入札参加除外を受けた場合（２（６））

ウ　府警からの通報等があった場合（２（６））

エ　（1）イに該当した場合

21　違約金に関する事項

落札者が（１）又は（２）に該当した場合は、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の消費税等相当額を加えて得た金額（当該金額に１円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額））の１００分の３に相当する額の違約金を徴収する。

（１）正当な理由なく期限までに契約を締結しない場合

（２）20（２）により契約を締結しない場合

22　契約保証に関する事項

落札者は、本市との契約の締結前に、次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

なお、保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額等は、契約金額の１０分の１以上（建設工事にあって、低入札価格調査対象者を落札者とした場合における契約においては、１０分の３以上）とする。

（１）契約保証金の納付（現金に限る。）

（２）債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、上下水道事業管理者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

（３）債務の履行を保証する公共工事履行保証証券（履行ボンド）による保証

（４）債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結（定額てん補方式に限る。）

（５）国債又は地方債の証券（評価額は額面金額（発行価格が額面金額未満であるときは、その発行価格）とする。）

23　契約保証の免除

次のいずれかに該当した場合は、22による契約保証を免除できるものとする。

（１）契約締結後１月以内に履行し得る契約をするとき。

（２）単価契約で、あらかじめ数量を決めることができない契約をするとき、及び単価契約に基づき個別の契約をするとき。

（３）国、地方公共団体その他公法人、公益法人又は公益事業を営む法人と契約を締結するとき。

24　事業所の所在地要件について

個別事項で定める所在地要件の区分は、次のとおりとする。

（１）建設工事における区分

ア　市内業者　建設業法第３条第１項に基づく主たる営業所を本市の区域内（以下「本市内」という。）に有する者で、かつ、当該営業所において個別事項で定める必要許可業種の営業を認められている者

イ　準市業者　建設業法第３条第１項に基づく主たる営業所以外の営業所を本市内に有する者で、かつ、当該営業所において個別事項で定める必要許可業種の営業を認められている者

ウ　市外業者　ア又はイ以外の者

（２）業務における区分

ア　建設コンサルタント

(ｱ) 市内業者　本市内に建設コンサルタント登録規程第４条第１項に基づき登録された主たる営業所を有し、当該営業所に専任の職員を置く者

(ｲ) 準市業者　本市内に建設コンサルタント登録規程第４条第１項に基づくその他の営業所を有し、当該営業所に専任の職員を置く者

(ｳ) 市外業者　(ｱ)又は(ｲ)以外の者

イ　測量業務
(ｱ) 市内業者　本市内に測量法（昭和２４年法律第１８８号）第５５条の２に基づき登録された主たる営業所を有し、当該営業所に専任の職員を置く者
(ｲ) 準市業者　本市内に測量法第５５条の２に基づくその他の営業所を有し、当該営業所に専任の職員を置く者
(ｳ) 市外業者　(ｱ)又は(ｲ)以外の者
ウ　地質調査業務
(ｱ) 市内業者　本市内に地質調査業者登録規程（昭和５２年建設省告示第７１８号）第４条第１項に基づき登録された主たる営業所を有し、当該営業所に専任の職員を置く者
(ｲ) 準市業者　本市内に地質調査業者登録規程第４条第１項に基づくその他の営業所を有し、当該営業所に専任の職員を置く者
(ｳ) 市外業者　(ｱ)又は(ｲ)以外の者
エ　補償コンサルタント業務
(ｱ) 市内業者　本市内に補償コンサルタント登録規程第４条第１項に基づき登録された主たる営業所を有し、当該営業所に専任の職員を置く者
(ｲ) 準市業者　本市内に補償コンサルタント登録規程第４条第１項に基づくその他の営業所を有し、当該営業所に専任の職員を置く者
(ｳ) 市外業者　(ｱ)又は(ｲ)以外の者
オ　建築設計業務
(ｱ) 市内業者　本市内に建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条第１項の規定に基づく建築士事務所登録をしている営業所を有し、当該営業所を登録要綱第６条に規定する入札参加資格申請において本店として届け出ている者
(ｲ) 準市業者　本市内に建築士法第２３条第１項の規定に基づく建築士事務所登録をしている営業所を有し、当該営業所を登録要綱第６条に規定する入札参加資格申請において本店以外の営業所として届け出ている者
(ｳ) 市外業者　(ｱ)又は(ｲ)以外の者
カ　設備設計業務及び造園設計業務
(ｱ) 市内業者　本市内に営業所を有し、当該営業所を登録要綱第６条に規定する入札参加資格申請において本店として届け出ていること。また、当該本店に専任の職員を置き、本市における入札、契約及び業務委託料受領等を行っている者
(ｲ) 準市業者　本市内に営業所を有し、当該営業所に専任の職員を置き、本市における入札、契約及び業務委託料受領等の一切の権限を委任している者
(ｳ) 市外業者　(ｱ)又は(ｲ)以外の者

25　技術者等について
（１）技術者等の取扱いに関する用語の定義は、次のとおりとする。
ア　主任技術者
建設業法第２６条に規定された主任技術者をいい、同法第７条第２号のイ、ロ又はハのいずれかに該当するものとする。
イ　監理技術者
建設業法第２６条に規定された監理技術者をいい、監理技術者講習履歴が印字された監理技術者資格者証又は監理技術者講習修了証履歴ラベルが貼付された監理技術者資格者証を有する者とする。なお、本市発注の建設工事に配置できる監理技術者は、一般財団法人建設業技術者センターに当該事業所が当該技術者を雇用していることを届け出ていることが確認できる者に限る。
ウ　監理技術者補佐
建設業法第２６条第３項第２号による監理技術者の職務を補佐する者をいい、建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第２９条各号のいずれかに該当するものとする。
エ　補助技術者
低入調査対象者を落札者とした場合における契約について、低入要領第１２項第２号の規定により、当該工事の配置予定技術者とは別に１人以上（当該調査対象者が共同企業体の場合は、代表構成員から１人以上）専任で配置する技術者をいい、当該工事に係る入札公告で定める技術者の要件と同一の要件を満たす者に限る。
オ　実務経験
(ｱ) 建設工事にあっては、主任技術者の資格を満たすために必要な実務経験をいい、建設工事の施工に関する技術上の全ての職務経験であって、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその他見習いに従事した経験等も含まれる。ただし、ただ単に建設工事の雑務のみを行った経験は含まれ

ない。なお、実務経験の建設業許可業種は、建設工事を請け負った際に技術者が実際に従事した工事の実務経験に係る建設業許可業種をいい、当該技術者の在籍している会社が請け負った際の建設業許可業種にかかわらず、当該技術者が実際に従事した工事の具体的な内容による。

（例）技術者の在籍している会社が建設工事を機械器具設置工事業で請け負ったが、当該技術者は、当該工事において、主に電気工事部分を担当していた場合、その者の実務経験は、電気工事業の実務経験とみなすものとし、機械器具設置工事業の実務経験とみなさないものとする。

実務経験の期間（以下「経験期間」という。）は、具体的に建設工事に携わった期間を積み上げて合計した期間とし、経験期間が重複しているものにあっては二重に計算しないものとする。また、電気工事及び消防施設工事のうち、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ直接従事できない工事の実務経験については、当該免状等の交付を受けた者等として従事した期間に限り経験期間に算入するものとする。

なお、一度、事後審査時に提出した技術者等経歴書に記入した期間や業種の変更は、次回の事後審査申請以降、変更が認められない。

（例）平成２８年５月の事後審査において、平成２４年５月から１２月までの期間の配水管布設工事における実務経験について、「管工事」の実務経験として技術者等経歴書を提出した後、平成２９年２月の事後審査において、同工事を「水道施設工事」の実務経験として技術者等経歴書に記載することはできない。

(ｲ) 業務にあっては、設計、監理、調査等の業務に従事した技術上の経験をいう。なお、経験期間は、当該事業所に専ら技術者等として従事するために雇用されていた期間とする。

カ　常駐

技術者等が当該工事等の作業期間中、発注者又は監督員との連絡に支障をきたすことのないよう、特別の理由がある場合を除き、常に工事現場に滞在していることをいう。

キ　専任

(ｱ) 建設工事にあっては、技術者等を常時継続的に当該工事に配置し、他の建設工事、業務その他の案件に係る職務との兼任を認めないことをいう。

(ｲ) 業務にあっては、技術者を常時継続的に当該業務に配置し、本市発注の他の業務に係る職務との兼任を認めないことをいう。

ク　直接的かつ恒常的な雇用関係

技術者等と当該事業所との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係が存在し、かつ、一定の期間にわたり当該事業所に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されている正社員であることをいう。なお、在籍出向者、派遣社員、パートタイマー等（在籍出向者、派遣社員にあっては、（４）のアからエまでのいずれかの通知に該当し、直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる場合は除く。）は直接的かつ恒常的な雇用関係にある者には当たらない。

（２）入札参加資格の要件となる技術者等及び当該技術者等の資格等は、個別事項で定めるものとする。

（３）技術者等の資格の確認は、落札候補者から提出された事後審査書類により行う。

（４）技術者等は、申請締切日現在で当該事業所との直接的かつ恒常的な雇用関係が 18（３）イに規定する書類により確認できる者とする。ただし、個別事項において監理技術者の配置を要件としている建設工事に配置する監理技術者、個別事項において監理技術者又は主任技術者の配置を要件としている建設工事に配置する監理技術者又は主任技術者（請負金額（税込）4500 万円（建築一式工事の場合は 9000 万円）以上の建設工事に配置する者に限る。）及び監理技術者による兼任を予定している建設工事に配置する監理技術者補佐にあっては、申請締切日現在において雇用期間が３か月を経過していることが前記 18(３）イに規定する書類により確認できる者に限る。なお、在籍出向者及び派遣社員にあっては、次のアからエまでのいずれかの通知に該当し、直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる場合に限り配置を認めるものとする。

ア　平成１３年５月３０日付け国総建第１５５号（営業譲渡又は会社分割に係る出向の場合）

イ　令和５年３月１３日付け国不建第６０１号（官公需適格組合における組合員からの出向の場合）

ウ　令和６年３月２６日付け国不建技第２９１号（企業集団内の出向の場合）

エ　平成２８年１２月１９日付け国土建第３５７号（国土交通大臣から持株会社に係る企業集団の認定を受けた親会社からその子会社への出向の場合）

（５）総合評価落札方式における技術評価の評価項目のうち、「配置予定技術者の施工経験」、「配置予定技術者の工事成績評定点」、「若手技術者及び女性技術者の活用」又は「設計業務の実績と携わった立場」（以下「技術者に係る評価項目」という。）において、加算点が与えられている場合には、当該工事等に監理技術者又は総括責任者として配置する技術者は、当該

工事等に提出する技術資料（以下「技術者に係る技術資料」という。）に記載した者でなければならない。ただし、ア、イ又はウに該当する場合はこの限りでない。

ア　契約締結までの間に技術者に係る技術資料に記載した者を真にやむを得ない理由（技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護又は自己都合による退職等）により配置できない場合は、技術者に係る評価項目において、加算点を付与すべき評価基準（以下「技術者に係る評価基準」という。）を満たす者に限り、当該工事等に配置することができるものとする。

イ　契約締結までの間に技術者に係る技術資料に記載した者を真にやむを得ない理由（技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護又は自己都合による退職等）により配置できない場合で、当該工事等の技術評価における技術評価点から技術者に係る評価項目の加算点を減じて算出した評価値を用いても、当該入札における順位に変化が生じない場合は、技術者に係る評価基準を満たす者でなくても配置することができるもとのする。ただし、技術者に係る評価項目に関する点数を工事成績評定点から減ずることとする。なお、技術評価における技術評価点から技術者に係る評価項目の評価点を減じて算出した評価値を用いたときに、当該入札における順位に変化が生じる場合は、理由の如何を問わず、技術者に係る技術資料に記載した者以外の者を配置することは認めないものとする。

ウ　契約締結後に技術者に係る技術資料に記載した者を真にやむを得ない理由（技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護若しくは自己都合による退職等又は受注者の責によらない契約事項の変更）により変更する場合は、原則として技術者に係る評価基準を満たす者を当該工事等に配置しなければならない。なお、新たに配置する技術者が技術者に係る評価基準を満たす者でない場合は、技術者に係る評価項目に関する点数を工事成績評定点から減ずることとする。

（６）技術者等は、当該工事等の契約締結日から完成検査確認日（単価契約にあっては、契約期間の末日。以下同じ。）までの間、当該工事等に配置されているものとする。

（７）技術者等は、当該工事に専任するものとし、工事現場に常駐（業務にあっては、個別事項において専任の要件が設定されている場合に限る。）しなければならない。ただし、(12)に該当する場合は、この限りでない。なお、（８）、（９）又は（10）の規定により監理技術者、主任技術者又は現場代理人を兼任する場合は、当該監理技術者、主任技術者又は現場代理人に係る専任及び常駐を緩和するものとするが、兼任した工事のいずれかの現場に常駐することとし、また、兼任した工事以外の案件に係る職務との兼任は認められないので、注意すること。

（８）監理技術者の兼任の取扱いについては、次のとおりとする。

ア　次の(ｱ)又は(ｲ)に掲げる場合においては本市（上下水道局を含む。）、他自治体及び民間発注工事を含め、合計で２件まで監理技術者の兼任を認めるものとする。ただし、営業所技術者については、営業所における専任義務があるため、工事への配置は１件に限り認める（工事の兼任は認めない）ものとする。

(ｱ)　次の要件を全て満たす場合

ａ　予定価格（他自治体又は民間発注工事においては、請負金額をいう。）が３億円未満の本市内で施工される工事であること。

ｂ　本市（上下水道局を含む。）発注工事については、総合評価落札方式（簡易型）による工事ではないこと。

ｃ　兼任不可の条件が付された工事でないこと。

ｄ　兼任しようとする工事現場ごとに監理技術者補佐を常駐及び専任で配置すること。

ｅ　監理技術者が不在の場合においても監理技術者の職務が円滑に行えるよう、監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡が取れる体制を確保していること。

ｆ　事後審査書類提出時に配置予定又は既に工事に配置している監理技術者との兼任であること。

ｇ　落札した工事に配置した監理技術者を、他の工事（本市（上下水道局を含む。）発注の指名競争入札による工事若しくは随意契約による工事、他自治体発注の工事又は民間発注の工事）に兼任で配置させる場合、(12)の規定に基づき監理技術者兼任審査申請書兼誓約書を提出した監理技術者との兼任であること。

(ｲ)　次の要件を全て満たす場合

ａ　各工事の請負代金の額が１億円（建築一式工事にあっては２億円）未満であること。

ｂ　各工事が総合評価落札方式による工事ではないこと。

ｃ　兼任不可の条件が付された工事でないこと。

ｄ　各工事の施工場所が本市内であること。

ｅ　当該建設業者が発注者となった下請契約から数えて、下請次数が３を超えていないこと。

ｆ　当該建設工事に配置する監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を当該建設工事に配置していること。

ｇ　当該工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合にあっては、ｆの連絡員は当該工事と同業種の建設工事に関し１年以上の実務経験を有する者であること。

h　各工事について人員配置計画書を作成し、工事現場ごとに備え置くこと。
i　各工事の現場の施工体制を監理技術者が情報通信技術（遠隔から現場作業員の入退場確認できるもの）を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
j　監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（WEB 会議システム等が使用できる端末等）が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境を確保していること。
k　事後審査書類提出時に配置予定又は既に工事に配置している監理技術者との兼任であること。
l　落札した工事に配置した監理技術者を、他の工事（本市（上下水道局を含む。）発注の指名競争入札による工事若しくは随意契約による工事、他自治体発注の工事又は民間発注の工事）に兼任で配置させる場合は、(12)の規定に基づき現場代理人・技術者兼任審査申請書兼誓約書を提出した監理技術者又は主任技術者との兼任であること。

イ　アの規定により兼任配置した工事において、建設業法第２６条の４に定める監理技術者の職務等が誠実に行われないと判断した場合は、兼任配置を解除するものとする。

ウ　ア(ｲ)の規定により、営業所技術者を兼任しようとする工事は、当該営業所技術者が置かれている営業所において契約が締結された工事であること。

エ　同一月に公告した工事において、落札候補者となった複数の工事に監理技術者による兼任をさせる場合（先に落札候補となった案件が既に契約締結している場合を除く。）は、後から落札候補者となった工事の事後審査時に、監理技術者兼任審査申請書兼誓約書又は現場代理人・技術者兼任審査申請書兼誓約書を提出すること。

オ　落札した工事に主任技術者（ア(ｲ)の場合を除く。）又は監理技術者補佐として配置されている者については、他の工事との兼任は認められないので、注意すること。

（９）主任技術者の兼任の取扱いについては、次のとおりとする。

ア　次に掲げる場合においては上下水道局、他自治体及び民間発注工事を含め、合計で２件まで主任技術者の兼任を認めるものとする。ただし、営業所技術者については、営業所における専任義務があるため、工事への配置は１件に限り認める（工事の兼任は認めない）ものとする。

(ｱ) 単価契約による工事又は１件の請負金額が 4500 万円（建築一式工事にあっては 9000 万円）未満の工事の場合

ただし、金額変更により１件の請負金額が 4500 万円（建築一式工事にあっては 9000 万円）以上となった場合は、専任義務が発生するため、兼任を認めない（(ｲ)に該当する場合を除く。）。

(ｲ) 1 件の請負金額が 4500 万円（建築一式工事の場合にあっては 9000 万円）以上の工事で、次の要件を全て満たす場合

a　該当工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事
b　工事現場の相互の距離が１０ｋｍ程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合
c　(a) 事後審査書類提出時に配置予定又は既に工事に配置している主任技術者、現場代理人又は他の技術者との兼任であること。
(b) 落札した工事に配置した主任技術者を、他の工事（本市（上下水道局を含む。）発注の指名競争入札による工事若しくは随意契約による工事、他自治体発注の工事又は民間発注の工事）に兼任で配置させる場合は、（12）の規定に基づき現場代理人・技術者兼任審査申請書兼誓約書を提出した主任技術者、現場代理人又は他の技術者との兼任であること。

(ｳ)　次の要件を全て満たす場合

a　各工事の請負代金の額が１億円（建築一式工事にあっては２億円）未満であること。
b　各工事が総合評価落札方式による工事ではないこと。
c　各工事の施工場所が本市内であること。
d　当該建設業者が発注者となった下請契約から数えて、下請次数が３を超えていないこと。
e　各工事に配置する主任技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を当該工事に配置していること。
f　当該工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合にあっては、ｅの連絡員は当該工事と同業種の建設工事に関し１年以上の実務経験を有すること。
g　各工事について人員配置計画書を作成し、工事現場ごとに備え置くこと。
h　各工事の現場の施工体制を主任技術者が情報通信技術（遠隔から現場作業員の入退場確認できるもの）を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
i　主任技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況を確認するために必要

な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（WEB 会議システム等が使用できる端末等）が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境を確保していること。

j　事後審査書類提出時に既に工事に配置している主任技術者、現場代理人又は他の技術者との兼任であること。

k　落札した工事に配置した主任技術者を、他の工事（本市（上下水道局を含む。）発注の指名競争入札による工事若しくは随意契約による工事、他自治体発注の工事又は民間発注の工事）に兼任で配置させる場合は、（12）の規定に基づき現場代理人・技術者兼任審査申請書兼誓約書を提出した監理技術者又は主任技術者との兼任であること。

イ　アの規定により兼任配置した工事において、建設業法第２６条の４に定める主任技術者の職務等が誠実に行われない場合は、兼任配置を解除するものとする。

ウ　ア(ｱ)の規定に基づき主任技術者を兼任した場合において、変更契約により１件の請負金額が 4500 万円（建築一式工事の場合は 9000 万円）以上となった場合は、兼任しているいずれかの工事の技術者を変更すること（ア(ｲ)に該当する場合を除く。）。

エ　落札した工事に監理技術者又は監理技術者補佐として配置されている者については、他の工事との兼任は認められないので、注意すること。

(10) 現場代理人の兼任の取扱いについては、次のとおりとする。

ア　次に掲げる場合であって、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないときは、合計で２件まで現場代理人の兼任を認めるものとする。ただし、営業所技術者（特定営業所技術者を含む。以下同じ。）については、(ｱ)の場合にあっては営業所における専任義務があるため、工事への配置は１件に限り認める（工事の兼任は認めない）ものとし、(ｲ)の場合にあってはこれを認めない。

(ｱ) 単価契約による工事又は１件の請負金額が 4500 万円（建築一式工事にあっては 9000 万円）未満の工事（兼任しようとする工事は本市（上下水道局を含む。）発注工事に限る。）である場合であって、次の要件を全て満たすとき。なお、金額変更により１件の請負金額が 4500 万円（建築一式工事にあっては 9000 万円）以上となった場合においても、引き続き兼任を認める。ただし、現場代理人が技術者を兼任している場合は、技術者に専任義務が発生するため、兼任を認めない（(ｲ)に該当する場合を除く。）。

a　公告等において、専任の条件が付された工事ではないこと。

b　現場代理人が、作業期間中にやむを得ず工事現場を離れる場合は、携帯電話等により常時連絡が取れる状態を確保し、本市との連絡に支障をきたさないこと。

(ｲ) １件の請負金額が 4500 万円（建築一式工事にあっては 9000 万円）以上の工事（兼任しようとする工事が本市発注工事に限る。）である場合であって、(ｱ)に掲げる要件及び次の要件を全て満たすとき。

a　該当工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事

b　工事現場の相互の距離が１０ｋｍ程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合

c　事後審査書類提出時に既に工事に配置している監理技術者、現場代理人、主任技術者又は他の技術者との兼任であること。

d　落札した工事に配置した現場代理人を、本市（上下水道局を含む。）発注の指名競争入札による工事又は随意契約による工事に兼任で配置させる場合は、（12）の規定に基づき監理技術者兼任審査申請書兼誓約書又は現場代理人・技術者兼任審査申請書兼誓約書を提出した監理技術者、現場代理人、主任技術者又は他の技術者との兼任であること。

イ　アの規定により兼任配置した工事において、工事請負契約書に定める現場代理人の職務等が誠実に行われないと判断した場合は、兼任配置を解除するものとする。

ウ　ア(ｱ)の規定に基づき現場代理人を兼任した場合において、変更契約により１件の請負金額が 4500 万円（建築一式工事の場合は 9000 万円）以上となった場合は、アにかかわらず引き続き兼任を認めるものとする。ただし、現場代理人が主任技術者を兼任している場合は、（９）ウの取扱いに準じるものとする。

エ　落札した工事に専任の監理技術者又は監理技術者補佐として配置されている者については、他の工事との兼任は認められないので、注意すること。

(11) 補助技術者の取扱いについては、次のとおりとする。

ア　兼任を認めないものとする。

イ　補助技術者に係る確認については、18 に規定する事後審査時に行うものとし、低入調査の対象者である落札候補者は、18（３）に定める期限までに、補助技術者届（本市様式・堺市上下水道事業管理者あてのもの）を、事後審査書類と合わせて理財・会計課に提出すること。

ウ　補助技術者における雇用関係及び技術者資格については、18 に規定する事後審査と同様の

取扱いにより、確認を行うものとする。なお、補助技術者が配置できない場合については、16（４）ウの例により理財・会計課に届け出て低入調査を辞退すること。

(12) 落札した工事に配置した監理技術者、主任技術者又は現場代理人を、25（８）、（９）又は（10）の規定により他の工事（本市（上下水道局を含む。）発注の指名競争入札による工事若しくは随意契約による工事、他自治体発注の工事又は民間発注の工事）に兼任で配置しようとするときは、当該他の工事の契約締結前に、25（８）ア(ｱ)の規定により兼任させる場合にあっては「監理技術者兼任審査申請書兼誓約書」を、それ以外の場合にあっては「現場代理人・技術者兼任審査申請書兼誓約書」を理財・会計課に提出すること。また、この場合において、落札した工事に新たに監理技術者補佐を配置する場合は、当該監理技術者補佐は兼任申請日現在で、個別事項に定める資格を有していることが前記 18(３) ウに規定する書類により確認でき、かつ、当該事業所と３か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が前記 18(３) イに規定する書類により確認できる者とする。なお、在籍出向者及び派遣社員にあっては、25（４）の取扱いに準じるものとする。

(13) 建設工事にあっては、複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することについては、国土交通省において定められている最新の監理技術者制度運用マニュアルによるものとする。

(14) 建設工事にあっては、監理技術者、主任技術者又は監理技術者補佐の専任期間及び専任を要しない期間については、国土交通省において定められている最新の監理技術者制度運用マニュアルによるものとする（専任以外の監理技術者又は主任技術者及び現場代理人並びに専任の補助技術者についても同様の取扱いとする。）。また、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、本市との連絡体制が確保されると認めた場合には、技術者等の工事現場における常駐を要しないものとする。

(15) 建設工事にあっては、落札候補者となった工事に配置する予定の技術者等が、他の工事に配置されているときは、３（７）に規定する技術者等の配置可能範囲内である場合に限り、配置を認めるものとする。なお、当該技術者等を他の工事に配置していることを理由に、届け出た技術者等を変更することは認められないので、他の工事に配置している技術者等を事後審査において届け出る場合は、他の工事の進捗状況を十分に把握した上で行うこと。

(16) 認定の通知を受けた後、入札までの間に技術者等を配置できなくなった場合等は入札を辞退すること。

(17) 落札候補者となった工事等に配置する技術者等は、事後審査において届け出た技術者等でなければならない。ただし、真にやむを得ない理由（技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護又は自己都合による退職等）として本市が認める場合（(５)ア又はイに該当する場合を除く。）はこの限りでない。

(18) 契約締結した工事等に配置した技術者等の変更の取扱いについては、次のとおりとする。（（５）ウに該当する場合を除く。）

ア　建設工事の場合

真にやむを得ない理由（技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護若しくは自己都合による退職等又は受注者の責によらない契約事項の変更）による場合又は工事工程上技術者等の変更が合理的な場合等として本市が認める場合のみ変更を認めるものとする。

なお、いずれの場合も本市と合意がなされた場合に認められるものとし、その場合の技術者等変更日は、原則として技術者等の変更に必要な書類等で示す事実発生日に基づくものとする。

ただし、適正な施工の確保を阻害するおそれがあることから、工期途中の技術者等の変更は、慎重かつ必要最小限とすること。

イ　業務の場合

真にやむを得ない理由（技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護若しくは自己都合による退職等の場合又は受注者の責によらない契約事項の変更）として本市が認める場合のみ変更を認めるものとする。

(19) 建設工事のうち、請負金額が 4500 万円（建築一式工事の場合は 9000 万円）以上となる工事にあっては、営業所技術者を配置することはできないので十分注意すること。

(20) 本市から直接請け負う建設工事１件につき、以下のア又はイのいずれかに該当する場合は、必要許可業種に係る特定建設業許可及び監理技術者の配置が必要となるので留意すること（共同企業体の他の構成員を除く。（なお、共同企業体の他の構成員であっても、当該工事に監理技術者を配置する場合は特定建設業許可が必要となるため留意すること。））。

なお、当初一般建設業許可又は特定建設業許可で受注し、主任技術者を配置した予定価格が 9000 万円（税込）未満の建設工事において、設計変更が発生する場合で、変更契約を行った結果、イに該当するおそれがあるときは、事前に工事担当課と協議すること。

ア　予定価格が 9000 万円（税込）以上となる場合

イ　下請契約の合計金額が 5000 万円（建築一式工事の場合は 8000 万円）（税込）以上とな

る場合

(21) 落札した工事等に技術者等が適正に配置できない場合（事後審査において届け出た技術者等が配置できない場合を含む。）は、入札参加停止を講じることがあるため、申請は自社の技術者等の配置状況及び受注中の工事等の進捗状況等を十分に把握した上で行うこと。

26　グループ企業について

２（20）に記載するグループ企業とは、次の（１）から（３）までに掲げる基準のいずれかに該当する関係にある者をいう。

なお、基準については、堺市上下水道局ホームページ「建設工事における入札参加制限について」のページも併せて参照すること。

堺市上下水道局ホームページ「建設工事における入札参加制限について」

URL(https://water.city.sakai.lg.jp/jigyosha/keiyaku/kensetukouji/kanrenjyouhou/4081.html)

（１）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

ア　子会社等（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）の関係にある場合

イ　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

（２）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ア　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ｱ) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

ａ　会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ｂ　会社法第２条第１２号に規定する指名委員等設置会社における取締役

ｃ　会社法第２条第１５号に規定する社外取締役

ｄ　会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(ｲ) 会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(ｳ) 会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

(ｴ) 組合の理事

(ｵ) その他業務を執行する者であって、(ｱ)から(ｴ)までに掲げる者に準ずる者

イ　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第６４条第２項又は会社更生法第６７条第１項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

ウ　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

（３）その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他（１）又は（２）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

このため、組合とその構成員である組合員が同一の入札に参加した場合は、組合と組合員の双方が入札参加資格を有しないことになるので、十分に確認した上で入札参加資格申請を行うこと。

27　低入札価格調査対象者を落札者とした場合における契約の措置について

低入札価格調査対象者を落札者とした場合における契約については、低入要領第１２項の規定により、次の措置をとるものとする。

（１）堺市上下水道局工事技術検査要領（平成 25 年 4 月 1 日施行）に基づく中間技術検査を１回追加で実施することとし、工事担当課長は当該検査に必要な手続を行うものとする。

（２）受注者（受注者が共同企業体である場合にあっては、代表構成員）は、当該工事の配置予定技術者とは別に補助技術者を１人以上専任で配置するものとする。

（３）工事担当課長は当該工事完了後速やかに、受注者から低入要領第１２項第３号に規定する賃金の支払状況報告書を提出させ、調査資料の内容と相違する場合、ヒアリングを行い、理由等

を確認するものとする。
（４）契約規則第３０条第１項に規定する契約保証金の額は、22 の規定により、契約金額の１０分の３以上の額とする。
（５）本市との契約に係る工事請負契約書第５３条第２項に規定する違約金の額は、契約金額の１０分の３に相当する額以上とする。

28　電子調達システムにおけるファイルの添付方法について
（１）添付する書類の作成アプリケーション及びファイル形式は、表５のとおりとする。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないこと。
（表５）

使用アプリケーション	ファイル形式
Microsoft Word 又は Microsoft Word 互換ソフト	DOC 又は DOCX 形式
Microsoft Excel 又は Microsoft Excel 互換ソフト	XLS 又は XLSX 形式
その他のアプリケーション	PDF ファイル

（２）ファイルの圧縮形式は、ＺＩＰ形式のみとする。なお、ＺＩＰファイルについてはパスワードの設定をしないこと。
（３）添付できるファイル数及びファイル容量は、表６のとおりとする。
（表６）

添付内容	ファイル数	容量
事前審査書類等（前記３の（３）に掲げる書類）	１０ファイル以内	合計１０ＭＢ以内
工事費内訳書等（前記 12 に掲げる書類）	１０ファイル以内	合計５ＭＢ以内
総合評価落札方式における技術資料	１ファイル※	１０ＭＢ以内
※ファイル数が複数になる場合は、以下の方法等を用いて必ず１ファイルにすること。 ・全てのファイルをフォルダに格納した上で、そのフォルダをＺＩＰ形式で圧縮する。 ・全てのファイルをＰＤＦ形式等に変換し、結合する。		

（４）電子調達システムの添付機能を用いて添付するファイルの名称に機種依存文字（パソコンの種類や環境（ＯＳ）に依存し、異なる機種で表示させた場合に、文字化けや機器の誤作動を引き起こす可能性のある文字）を使用したことにより生じた不具合（表示されない、印刷時に文字化けする、圧縮ファイルにおいては解凍できない等）によって、ファイルの内容が確認できないときは、入札への参加が認められない場合があるので注意すること。ただし、添付ファイルの資料中に記述するものは差し支えないものとする。
（５）入札参加者は、ウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用していなければならない。また、ファイルの作成及び添付の際には、必ずウイルス感染の有無をチェックすること。
（６）添付されたファイルがウイルスに感染していると判明した場合、当該入札参加者に対し、ウイルスに感染している旨を電話等で連絡し警告するとともに、再提出の方法について協議するものとする。なお、ファイルによる再提出は、入札参加者において、完全なウイルス駆除が行えると判断される場合に限り許可するものとする。また、警告したにもかかわらず有効な処置を講ぜず、再度ウイルスに感染したファイルを添付した者については、入札参加停止を講じることがある。

29　その他
（１）入札参加者は、設計図書、工事請負契約書等を熟読し、地方自治法、地方自治法施行令、建設業法、建設業法施行令等の関係法令及び契約規則並びに堺市電子入札運用基準（工事・コンサル）を遵守しなければならない。
（２）入札参加者は、設計図書等において、技術者等に関し入札公告に定める資格以外に別途必要な資格等の指示がある場合又は入札公告に定めていない技術者等について別途指示がある場合は、契約を履行する上で当該資格等及び技術者等が必要となることを十分に把握した上で申請を行うこと。

（３）電子登録システム又は電子調達システムの利用に際し、文字を直接入力する場合は、機種依存文字を使用しないこと。機種依存文字を使用したことにより生じた不具合（表示されない、印刷時に文字化けする等）によって、申請内容が確認できないときは、入札への参加が認められない場合があるので注意すること。
（４）施工実績及び業務履行実績における「国、地方公共団体その他公共機関等」とは、建設工事にあってはコリンズ、業務にあってはテクリスに登録することができる公共機関等（国、地方公共団体、公共法人、公益法人等）とする。
（５）本市（上下水道局を含む。）発注の工事等の終期は、完成検査確認日とし、完成検査確認日当日までは、当該工事等を受注しているものとみなす。
（６）入札参加停止を受けている者を落札した工事等の下請負人又は再委託先とすることはできない。ただし、工事等の完成と直接関係のない請負行為等を目的とする契約は、下請契約又は再委託には該当しないものとする。
（７）入札参加除外を受けている者又は府警からの通報等があった者を落札した工事等の下請負人又は再委託先とすることはできない。
（８）入札参加者は、申請後、認定の通知を受けた後又は開札後等の時点において、２に掲げる要件を満たしていないことが明らかとなった場合は、速やかに理財・会計課に報告すること。
（９）公開されている全ての入札参加者が、当該入札の入札参加資格を満たしていたとは限らないので、留意すること。
(10) 単価契約において、工種別契約単価については、入札金額を設計金額で除して得た数値に工種別設計単価を乗じて得た金額とする。
(11) 第三者から入札参加者の入札参加資格に関し、疑義がある旨の通報等があった場合は、当該入札の結果如何にかかわらず、当該入札参加者の入札参加資格に関する調査を実施することができるものとする。
(12) 落札者は、建設業法第２０条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から契約締結までに、本市が指定する通知書を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて理財・会計課に提出すること。

30　問合せ先
（１）設計図書等に関する問合せ
　　個別事項に定めるものとする。
（２）入札公告に関する問合せ
　　堺市上下水道局総務部理財・会計課
　　堺市北区百舌鳥梅北町１丁３９番地２
　　電話　０７２－２５０－９１３９
（３）システムの操作方法等に関する問合せ
　　堺市電子入札ヘルプデスク（電子調達コールセンター）
　　電話　０５７０－０８－７６６６（ナビダイヤル）
　　受付時間　午前９時から正午まで
　　午後１時から午後５時３０分まで
　　（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）